

仕 様 書

1 件名

渋谷区ごみ排出実態調査等業務委託

2 目的

本区では、令和6年3月に策定した「渋谷区一般廃棄物処理基本計画（計画年度：令和6年度から15年度まで）」について、令和9年度に改定を行う予定である。そのための基礎資料として、本区の家庭及び事業系ごみに係る排出実態の調査分析及び将来推計を行う。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

渋谷区清掃リサイクル課ほか渋谷区内各所

5 基本方針

本業務は、「渋谷区一般廃棄物処理基本計画」の見直しに係る基礎調査として実施するものであり、本仕様書に定める業務内容を基本として実施するものとする。

なお、調査項目の各基準については、令和4年度に実施した調査内容と同等の水準を確保することを前提としつつ、社会情勢等を踏まえ、調査の目的達成に必要な範囲で受託者の専門的知見や創意工夫を活かした提案を行うことを求める。

この場合において、受託者は、提案した調査手法、調査規模及び分析方法について、その考え方及び妥当性を令和4年度調査との比較を含めて明確に説明すること。

ただし、当該提案については、本仕様書の目的及び範囲を逸脱しない限りにおいて、区と協議のうえ調整することができるものとする。

6 業務内容

(1) 家庭ごみ排出原単位調査

①目的

家庭から排出される可燃ごみについて、世帯人数別に排出量（排出原単位）を把握する。

②調査対象

区が指定する集積所に排出された、可燃ごみとする。

③調査方法

地域特性や居住形態などの特徴から平均的なデータが取れるよう、調査地域（6地域以上）を設定し、当該地域のごみ集積所でごみ排出者からごみを預かり、重量測定及び簡単

な基礎情報の聞き取り調査等を行う。

④調査期間

日曜日を除く1週間程度とする。

⑤サンプル

可燃ごみ

⑥分析項目

(ア) 世帯人数別の1日あたり排出量

(イ) 一人1日あたり排出量

(2) 家庭ごみ組成分析調査

①目的

家庭から排出されるごみについて品目別の割合をはじめ、分別の実施状況、資源及び食品ロス、不適物の混入状況等について把握する。

②調査対象

区が指定する集積所に排出された、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみとする。

③調査方法

地域特性や居住形態などの特徴から平均的なデータが取れるよう調査地域(6地域以上)を設定し、当該地域における区のごみ集積所から回収したごみの内容物に係る分析調査を行う。

サンプルの回収は区が行い、受託者が渋谷区清掃工場内にて内容物の調査を実施する。
なお、分析後のサンプルの処分は区が行う。

④調査期間

日曜日を除く1週間程度とする。

⑤サンプル

(ア) 可燃ごみ

(イ) 不燃ごみ

(ウ) プラスチックごみ

⑥分類品目

令和4年度に実施した組成調査の品目を基に、必要な項目を加えたものとする。

(3) 区民アンケート調査

①目的

家庭ごみの分別状況をはじめ、区民の3Rに関する行動・意識・意向を把握する。

②調査対象

住民基本台帳より無作為に抽出した、18歳以上の渋谷区内在住者2,000人程度とする。
なお、対象者の抽出は区が行う。

③調査方法

(ア) 郵送によるアンケート調査とする。

(イ) 回答の返送先は、“渋谷区清掃リサイクル課リサイクル推進係”とする。

(ウ) 受託者は回答書を区から回収し、回答結果をデータ化したうえで集計する。

また、各質問項目の単純集計の他に、質問と質問、質問と属性を掛け合わせたクロス集計を行う。

④設問内容

属性調査（性別、家族人数、住居地区、住居形態等）、物流調査（品目別ごみの処分方法）、意識・意向調査（渋谷区の施策への協力意向など）等とする。

⑤その他

(ア) 調査対象者の抽出を除き、原則、当該業務は受託者が全て行う。

(イ) 回答者数を増やすため、調査票に回答しやすい工夫を施すこと。

(4) 事業系ごみ組成分析調査

①目的

渋谷区内の事業所から集積所に排出されるごみについて、品目別の割合や分別の実施状況、資源や不適物等の混入状況について把握する。

②調査対象

区が指定する集積所に排出された、可燃ごみとする。

③調査期間

日曜日を除く1～2週間までとする。

④調査地域

渋谷区の事業所が集積している地域を選定して行う。

⑤調査方法

様々な業種、地域特性を踏まえて調査地域（6地域以上）を設定し、当該地域における区のごみ集積所等から回収したごみの内容物に係る分析調査を行う。

受託者が渋谷区清掃工場内にて内容物の調査を実施することとし、サンプルの回収・返却及び分析後の処分については、受託者等が行うこととする。

⑥分類品目

令和4年度に実施した組成調査の品目を基に、必要項目を加えたものとする。

⑦サンプル

可燃ごみ

(5) 事業所アンケート調査

①目的

事業所のごみ分別状況をはじめ、3Rに係る行動・意識・意向を調査及び把握する。

②調査対象

業種と従業者数を考慮して抽出した、2,000事業所程度とする。

なお、対象者の抽出は区が行う。

③調査方法

(ア) 郵送によるアンケート調査とする。

(イ) 回答の返送先は、“渋谷区清掃リサイクル課リサイクル推進係”とする。

(ウ) 受託者は回答書を区から回収し、回答結果をデータ化したうえで集計する。

また、各質問項目の単純集計の他に、質問と質問、質問と属性を掛け合わせたクロス集計を行う。

④設問内容

詳細は協議のうえ決定する。

⑤その他

(ア) 調査対象者の抽出を除き、原則、当該業務は受託者が全て行う。

(イ) 回答者数を増やすため、調査票に回答しやすい工夫を施すこと。

(6) 解析及び考察

①上記(1)～(5)で得られたデータの集計・解析を行い、「一般廃棄物処理基本計画」改定のための基礎資料として、渋谷区のごみ・資源の排出構造を推計すること。

②令和15年度までのごみ量について、人口動態、社会情勢等を踏まえた合理的な前提条件を設定したうえで推計を行い、その前提条件及び留意点を明示するとともに、計画上の課題を明らかにすること。

③3R推進に向けた取り組みについて考察すること(例：食品ロス削減等)。

(7) その他

①集計データや分析等に使用したデータ及び情報は電子媒体で提供することとし、引用した数値などは出展を明らかにすること。

②業務の際に使用した資料などで、区職員が指示するものを電子媒体等で提出すること。

③その他、区が必要と認める追加調査については、本業務の目的及び委託料の範囲内において実施するものとし、内容及び方法については区と協議のうえ決定する。

7 成果物

区が必要と認めた場合には、集計表、図表、分析資料等について、編集可能な電子データ(Word、Excel等)を提出すること。

(1) 報告書 総合版

①仕様：A4モノクロ

②納品：PDFデータ

(2) 報告書 概要版

①仕様：A4カラー、5ページ程度

②納品：PDFデータ

(3) その他必要とする報告書

8 費用負担

原則、本業務の履行に必要な費用は全て受託者の負担とする。

9 委託料の支払い

本業務完了後一括払いとする。

10 業務計画

- (1) 受託者は、本業務を効率的・効果的に行うため、業務計画（年間・月間）定め、事業開始までに区に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務における全体及び各行程の監督者（責任者）を定め、要員に係る名簿を作成し、事業開始までに区に提出しなければならない。なお、名簿には、監督者（責任者）の緊急連絡先についても記載すること。
- (3) 受託者は、提出した業務計画等に基づき、誠実に業務を行うこと。また、常に区担当者との連絡を密に行い、業務の進捗管理に努めること。
- (4) 業務内容又は工程に変更が生じた場合には、速やかに区に報告し、指示を仰ぐこと。

11 著作権

- (1) 本業務に使用する目的で作成したイラストや撮影した写真及び成果物としての報告書等（以下「本業務著作物等」という。）に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号。以下「著作権法」という。）第21条から第28条までに規定する著作権をいう。）は、全て区に帰属するものとする。
- (2) 本業務著作物等について、受託者は著作権法第18条から第20条までに規定する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は受託者が負うものとする。

12 遵守事項

- (1) 区の信用を失墜する行為をしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の履行に際して知り得た情報を本業務以外に使用してはならず、また、第三者に漏らしてはならない。なお、当該義務は本業務終了後も継続する。
- (3) 受託者は、委託者より受領したデータや資料等を第三者に転写、閲覧、貸し出し等をしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の完了後、区の指示により保管するものを除き、委託者より受領したデータ及び受託者が作成したメモ等の記録を使用不能な方法により処分しなければならない。
- (5) 本業務を実施するにあたっての個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する

る法律（平成15年法律第57号）、「個人情報の保護及び管理に関する特記事項」及び「渋谷区情報セキュリティポリシー遵守事項」を遵守し、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (6) 受託者は、本業務における調査にて地域を巡回する間、区が提供する貸与物（ビブス、腕章）を常時着用すること。加えて、身分証明書（受託事業者であることが分かるもの）も必ず携行し、求めに応じて提示しなければならない。

13 損害賠償

人員の故意又は過失により、調査対象及び区等に損害を与えたときは、その損害相当額を賠償するものとする。

14 その他

- (1) 受託者は専門の技術者をもって秩序正しい業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については、相応の経験を有する技術者を配置すること。
- (2) 本業務が完了し、成果物の納品後、内容に不備または不完全が発見された場合には、受託者の責任及び費用負担にて補正を行わなければならない。
- (3) 受託者は、不測の事態が発生した場合又は本契約の履行ができない状態となった場合には、必ず監督員に連絡し対応を協議すること。この場合において、やむを得ず本業務を他の業者へ引き継ぐ必要が生じた場合には、受託者は本業務に支障が生じないように引継ぎの対応をしなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。業務の一部を第三者に委託する必要がある場合は、委託する業務の範囲、委託先その他必要な事項について、あらかじめ書面により区に申し出て、区の書面による承諾を受けなければならない。
- (5) 仕様書に定めのない事項が発生した場合、業務履行上必要な事項については、監督員と協議のうえ誠意をもって実施すること。
- (6) その他疑義あるものについては、監督員と十分協議のうえ、解決を図るものとする。

15 請求課

清掃リサイクル課 リサイクル推進係（電話：03-5467-4073）